

## 報酬基準（社会保険労務士）

※金額は税別

### ●顧問報酬

従業員数	1 事業所当たりの報酬月額
4人以下	12,000円
5～9人	15,000円
10～19人	18,000円
20～29人	30,000円
30人以上	別途ご相談させていただきます。

※従業員数は、正社員やパートタイマー等の労働者総数です。

※出張料、旅費等を別途、お願いする場合があります（当事業所から2時間以上の異動を伴う場合を目安とします）。

### ●社会保険・労働保険手続

#### （1）新規適用

被保険者数	健康保険・厚生年金保険	労災保険・雇用保険
4人以下	25,000円	25,000円
5～9人	28,000円	28,000円
10～19人	30,000円	30,000円
20～29人	33,000円	33,000円
30人以上	別途ご相談させていただきます。	

#### （2）適用廃止

被保険者数	健康保険・厚生年金保険	労災保険・雇用保険
10人未満	20,000円	20,000円
10人以上	1人増すごとに3,000円を加算	

#### （3）保険料の算定・申告

被保険者数	健康保険・厚生年金保険 月額算定基礎届・ 月額変更届
4人以下	7,000円
5～9人	10,000円
10～19人	14,000円
20～29人	18,000円
30人以上	別途ご相談させていただきます。

被保険者数	労働保険 継続事業	労働保険 一括有期事業	労働保険 有期事業
		工事件数 ・24件未満 15,000円 ・24件以上 48件未満 20,000円 ・48件以上 別途ご相談させていただきます。	20,000円
4人以下	6,000円		
5～9人	10,000円		
10～19人	15,000円		
20～29人	20,000円		
30人以上	別途ご相談させていただきます。		

(4) 保険給付申請・請求

健康保険・労災保険給付請求	20,000円～
年金（厚年・国年・基金）給付請求	20,000円～
第三者行為による保険給付請求（労災）	50,000円～
高年齢雇用継続給付・育児休業給付にか かる給付請求	証明書（確認票を含む） 1件につき 10,000円 支給申請 1回につき 6,000円
その他の申請等	別途ご相談させていただきます。

※障害年金については下記「●障害年金手続」をご参照ください。

●就業規則、諸規程の作成

就業規則の作成	200,000円～
賃金規程の作成	50,000円～
旅費規程、育児・介護休業規 程などの作成	50,000円～

就業規則の変更	別途ご相談させていただきます。
賃金規程の変更	
旅費規程、育児・介護休業規 程などの変更	

諸届、報告	8,000円～
許認可申請	12,000円～

●助成金相談

助成金にかかる相談のみ	無料
助成金手続	入金額の15%（基準）

※個々の助成金につき、都度ご相談させていただきます。

●給与計算事務の代行

給与計算事務月額	12,000円
----------	---------

※弥生給与による代行となります。

※各種帳票の作成、振込データの作成を含みます。

※対象従業員5人以上は、1人増すごとに1,000円を加算します。

●労務管理に関する相談対応

初回電話相談 顧問契約につながる相談	無料
上記以外	1時間 3,000円

関係官庁が行う調査等に対する立会い	10,000円/回
調査報酬	12,000円

※「調査報酬」とは、依頼を受けた業務に付随して、調査、資料収集等特別な業務に従事した場合への報酬です。

●採用支援、退職面談代行

求人の申込支援	5,000円
退職面談	1時間につき5,000円

※様々なケースがあると思われるので、別途ご相談させていただきます。

●報酬の特例

- (1) 業務内容が複雑多岐にわたる場合又は相当な時間を要する場合は、依頼者と協議します。
- (2) 上記に記載されていない労働社会諸法令に関する事務を行う場合は、愛知県社会保険労務士会「開業社会保険労務士の受ける報酬」（旧報酬基準）を参照し、依頼者と協議します。
- (3) 手続関係書類提出に必要な印紙代及び公的機関に納付する手数料等は、報酬とは別に受けるものとします。

- (4) 特に緊急を要するものについては、報酬額の10%を加算する場合があります。
- (5) ご依頼者の都合により、着手後に解約する場合には、所定の報酬額の金額を受けられることとします。
- (6) ご依頼者に災害、その他、特別の事情がある場合、上記報酬額に関わらず、報酬を減免することがあります。

第1版 2019年2月作成

●障害年金手続

初回相談料（電話、面談）	無料 ※交通費を別途いただく場合があります。
着手金	無料
手続報酬	①年金額の2ヵ月分 ②12万円 ③遡及できた場合は、初回振込額の10%  ①～③のうち、最も高いもの 計算結果、端数が生じた場合は切り上げ
医療機関への書類提出、受取、同行	5,000円 ※交通費を別途いただく場合があります。
更新申請	20,000円
不服申立て支援	①年金額の3ヵ月分 ②15万円 ③遡及できた場合は、初回振込額の10%  ①～③のうち、最も高いもの 計算結果、端数が生じた場合は切り上げ

※上記はあくまでも一基準です。ご本人様の生活状況等も考慮させていただきます。

※振込手数料はご依頼者様負担でお願いします。

※交通費につきましては、当事務所から1時間30分以上かかる場合を基準とします。